

第八章 罰 則

(侵害の罪) (見出し改正、平一八法律五五)

第六九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平五法律二六、平一〇法律五一、平一八法律五五)

[旧法との関係] 二六条

[趣 旨]

特許法一九六条の「趣旨」参照。

なお、平成五年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の引上げがなされ(七〇条から七三条まで及び七五条から七七条までも同様)た。

また、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様、旧二項が削除され、本条の罪は非親告罪となった。

さらに平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、意匠権又は専用実施権を侵害した者から、三八条の規定により意匠権又は専用実施権侵害とみなされる行為を行った者が除外され、懲役刑の上限が一〇年、罰金額の上限が一〇〇〇万円に引き上げられ(みなし侵害行為を除く)、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

(同前)

第六九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(本条追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一八年の一部改正で新設された規定であり、三八条に規定される侵害とみなされる行為に対する侵害の罪についての規定である。趣旨については特許法一九六条の二の「趣旨」参照。

(詐欺の行為の罪)

第七〇条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二七条一号

〔趣旨〕

本条は、詐欺の行為の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九七条の「趣旨」参照。

(虚偽表示の罪)

第七一条 第六十五条〔虚偽表示の禁止〕の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二七条二号―四号

〔趣旨〕

本条は、虚偽表示の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九八条の「趣旨」参照。

(偽証等の罪)

第七二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。(改正、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 二九条

〔趣旨〕

本条は、偽証等の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九九条の「趣旨」参照。

(秘密を漏らした罪)

第七三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を

漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三〇条

〔趣旨〕

本条は、秘密を漏らした罪について規定したものである。趣旨については特許法二〇〇条の「趣旨」参照。

(秘密保持命令違反の罪)

第七三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以

下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平一七法律七五)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)

(本条追加、平一六法律二二〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、意匠権等の侵害に係る訴訟において、営業秘密を含む準備書面や証拠について、当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁ずることにより、営業秘密を訴訟手続に顕出することを容易にし、営業秘密の保護及び侵害行為の立証の容易化を図り、併せて審理の充実を図るものである。詳細については特許法二〇〇条の二の「趣旨」参照。

なお、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正において、秘密保持命令に違反する罰則が五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金へ引き上げられ、懲役刑と罰金刑を併科することが可能となったことに合わせ、一項が改正され、同改正において日本国外において営業秘密を使用、開示する行為を処罰する規定が追加されたことに合わせ、三項が追加された。

(両罰規定)

第七四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑（本号追加、平一七年法律七五）

二 第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑（改正、平一一法律四一）
 （改正、平一〇法律五一、平一七法律七五、平一八法律五五）

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。（本項追加、平一六法律一一〇）

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。（本項追加、平一八法律五五）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

特許法二〇一条の「趣旨」参照。

なお、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様の理由から、六九条の罪（侵害の罪）について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が一億円とされた。さらに、平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の上限は三億円に引き上げられた。

平成一一年の一部改正において、特許法と同様の理由により、七〇条の罪（詐欺の行為の罪）、七一条の罪（虚偽表示の罪）について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が三〇〇〇万円とされた。

平成一六年の裁判所法等の一部改正においては、秘密保持命令違反行為を行った者に対する告訴の効力が事業主に対しても不可分的に及ぶことを確認的に明らかにするため、二項を新設した。

また、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正において、一項一号として秘密保持命令に違反した罪を追加するとともに、旧一号を二号とし、旧二号を三号とした。

（過料）

第七五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条〔証拠調及び証拠保全〕において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

（改正、平五法律二六、平六法律一一六、平八法律一一〇、平一一法律四一、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 三〇条の二

〔趣旨〕

特許法二〇二条の「趣旨」参照。

なお、平成五年の一部改正において、従来の五七条が五八条に移動したこと及び特許法一七四条一項、二項に相当する規定を五八条に新設したことに伴い、準用関係を改正した。

また、平成六年の一部改正において、五八条の改正及び従来の特許法一七四条二項が同条三項に移動したことに伴う形式的改正が行われた。

さらに、平成十一年の一部改正において、二五条三項及び特許法七一条三項が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。

平成一五年の一部改正において、特許法第一七四条第三項が同条第二項に移動したことに伴い、該当箇所を改正した。

（同前）

第七六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 三一条

〔趣旨〕

特許法二〇三条の〔趣旨〕参照。

（同前）

第七七条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 三二条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇四条の〔趣旨〕参照。